



高齢者肺炎球菌ワクチン

～定期接種についてお知らせ～

肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、高齢者の重症化が問題になっています。侵襲性感染症（化膿性髄膜炎、敗血症、肺炎など）を起こすことがあり、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎の起因菌となることもあります。

高齢者肺炎球菌ワクチンには、90種以上ある肺炎球菌のうち、特に成人肺炎を重症化するといわれている23種類の肺炎球菌の成分が含まれており、ワクチンを1回接種することで5年以上の効果が期待できます。

また、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあるため、肺炎球菌ワクチンがすべての肺炎に効果があるものではありません。

●対象者

①接種日当日満65歳の人：65歳になった日から66歳の誕生日前日まで

②接種日当日、満60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる機能に障がいをもつ人で身体障がい者手帳1級所持者（接種の際に接種券の提示が必要）

（注意）ただし、①、②に該当される人でも過去に高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン【ニューモバックスNP】）を接種したことがある場合は、対象外です。

過去5年以内に、このワクチンを接種したことのある人は再接種により副反応が起こる頻度が高く、程度が強く発現すると報告されています。

※①の人には65歳の誕生日を迎えた月の翌月に接種券を個別に送付します。

※②に該当する人で、接種を希望される場合は身体障がい者手帳を持参のうえ、お住まいの市の下記窓口にお越しください。接種券を発行します。

●接種回数 1回接種

●接種費用 2,000円 医療機関窓口でお支払ください。



※生活保護世帯の人は免除になります。事前にお住まいの市へご連絡ください。市が発行する無料接種券または確認書を受領のうえ、接種時に医療機関へ提出してください。

※四條畷市民は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人も費用免除となりますので、事前に四條畷市立保健センターにお問い合わせください。

※66歳の誕生日前日までに接種しないと接種費用は全額自己負担になります。

●持参する物 接種券、健康保険証（マイナ保険証または資格確認書）
無料接種券または確認書（生活保護世帯の人のみ）

※接種対象の人で、接種券がお手元がない人はお住まいの担当課（下記）へお問い合わせください。
接種券を発行いたします。

【お問い合わせ先】

四條畷市立保健センター

大東市地域保健課【すこやかセンター（保健医療福祉センター3階）】

電話：072-877-1231

電話：072-874-9500